

# 第4回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成23年3月24日（木）  
午前10時～  
泉区役所 4D会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
  - (1) 事務局に寄せられた意見について
  - (2) 各地域に寄せられた意見について
- 4 議題
  - (1) 南東部エリアの実施区域及び町界について
  - (2) 次回検討委員会までの周知内容について
  - (3) 次回検討委員会について
- 5 閉会

## 第4回泉区和泉町住居表示検討委員会資料

資料1 事務局に寄せられた意見等

資料2 南東部エリアの実施区域について

資料3 南東部エリアの町界について

## 事務局に寄せられたご意見、ご要望等(平成23年3月23日(水)時点)

No.	日にち	地区等	分類	内容
1	2月1日	いずみ野地区内	時期	・早く実施してほしい
2	2月1日	いずみ野地区内	区域	・いずみ野地区も住居表示してほしい。何年待てばいいのか
3	2月1日	4300番台	時期 その他	・突然変えたりしないか ・行政の都合で変更するのだから表示用番号シールを配布してほしい
4	2月1日	5300番台	反対	・直接説明に来るべき ・困ってない人も多い。一律でやる必要はない
5	2月2日	不明	区域	・なぜ町全体で実施しないのか。和泉町全体でやるべきだ ・住居表示制度でやるかどうかは住民には関係ない
6	2月2日	1600番台	時期	・早く実施してほしい
7	2月2日	不明	反対 方法	・和泉町に住んで30年たつが、住所で困っていない ・実施するのか住民投票で決めてから検討すべき
8	2月2日	不明	反対	・私の住所は混乱していない。税金の無駄遣いなのでやめた方がよい
9	2月3日	不明	反対	・分区の時ならまだしも、今頃実施するのはおかしい。住所変更の苦勞を考えてほしい。チラシ一枚で簡単に実施するものではない ・昭和45年から住んでいるが、住所で困っていない。困っている人のために大変な思いはしたくない。絶対反対
10	2月3日	不明	方法 その他	・対象となる区域の全員の賛否を聞くべき。連合自治会町内会長から要望書を出すか聞いていないので、多数であると考えるのは妥当ではない ・町名の案は募集してほしい。アンケートは複数案から選ぶようにしてほしい ・費用を負担してほしい。費用がかかるので、変更範囲を最小にするべき ・検討対象区域がわからないので、わかりやすい図を再配布してほしい
11	2月3日	和泉町第一町内 会内	反対	・一人暮らしで手続きが難しい。若い人が基準では困る。高齢者・障害者もいる ・自治会が要望が出たというが、自治会とは縁がない
12	2月4日	不明	反対	・住所の手続きにお金がかかる(法人) ・一方的な実施に思える
13	2月4日	不明	反対	・表札を気に入っているのだから、表札の撤去費用の負担をしてほしい
14	2月4日	台谷戸町内会内	反対	・同番地・枝番一個ずつ整理し直せばいい ・住所変更等にかかる交通費を出してほしい
15	2月4日	不明	反対	・住所で困っていない。一部の人で決めるのではなく、住民投票で実施するかを決めるべき
16	2月4日	6200番台	区域 方法	・和泉町の住居表示を細分し、解り易くすべき。事故や事件が起こってもどこかわからない ・いずみ野が対象に入っておらず、問題、不便さは解決しない。実施後に、若い番地がなく、6000番台だけ存在するというのはおかしい ・いずみ野駅周辺も検討してほしい。区画が整然としているので名所変更だけで簡単に表示変更ができる
17	2月4日	4000番台	区域 制度	・和泉町全域でやると思っていた。なぜいずみ野が抜けているのか ・手数料を取らないでほしい

※第3回検討委員会でご報告した「事務局に寄せられた27件のご意見等」のうち、制度の問い合わせや対象区域の確認のみの10件を除いた17件の内訳が上記の内容になります。

※裏面の「18番以降」の8件が、第4回検討委員会で新たにご報告する内容になります。

## 事務局に寄せられたご意見、ご要望等(平成23年3月23日(水)時点)

No.	日にち	地区等	分類	内容
18	2月5日	2800番台	方法 手続	・和泉町が南北に分断し、間に新しい町が入ると分かりにくい。分断するメリットはあるのか ・詳しい変更手続きを教えてください・住所変更手続きについて、案内や記入要領の配布、記入の手伝い、提出の手伝いをしてほしい。また、手当てを出してほしい
19	2月10日	不明	その他	・番地が変わるのは構わないが、町名が変わってほしくない
20	2月10日	不明	その他	・商売をしているが、顧客名簿を書き換えるが大変なので、業者を支援してほしい。具体的には、新旧住所の名前入りの名簿データを業者に配布すべき。個人情報に厳しくしすぎ
21	2月10日	1200番台	手続	・和泉町も中田のように丁目がつく時期だと思う。実施してほしい
22	2月14日	4500番台	反対	・なぜ検討するのか。誰が言い出したのか。手続きが面倒なのでやめてほしい。そういう意見は他にもあると思う。手数料を無料にしてほしい
23	2月17日	和泉中央連合内	反対	・住んでいる人は住所はわかっている。絶対反対 ・中田の住所が変わったが、ようやく分かってきた。混乱する ・区役所に大きな地図を貼るなどすれば住所はわかる ・お金をかけてこのようなことを行うのは無駄。福祉などに予算を使うべき
24	2月17日	和泉中央連合内	反対	・市街化調整区域と分けて実施すると分かりにくくなる ・地主など地域の古い住民に意見を聞くべき ・検討委員会だけでなく、外の会合でも説明すべき。地元説明会を早急に行い、意見を聞くべき
25	3月10日	2800番台	その他	〈No. 10、18と同じ方〉 ・提出された要望書を見せてほしい。住居表示実施を希望される人が多数であると考えられる記述があるのか ・和泉町に関係する5つの連合自治会町内会長に話を聞きたいので、(連絡先を)教えてください ・なぜ、今実施するのか。市街地にした時と同時に実施すべきではなかったか。分区の時になぜできなかったのか ・4桁の地番、3桁の枝番号というが、この程度ではあまり混乱はないのではないかと感じる ・(住所が)混乱している(と感じる)住民や住民以外の方の調査を行わないと検討ができないはず。調査結果をホームページに載せてほしい ・住居表示について、検討委員会で検討するのは納得できない ・検討委員の賛否で案を決定するのか。案の決定前に、検討委員から住民に説明し、住民の賛否を聞くべきではないか ・検討委員の公募はなぜできないのか ・要望に対する検討内容等を議事録にまとめ、ホームページに掲載してほしい ・検討委員会に関するホームページの変更を、メールで個別に通知してほしい

## 南東部エリアの実施区域について

## 1 地域における周知報告結果について

南東部エリアの実施区域（案）について、各連合自治会町内会からいただいたご意見は、次のとおりです。

和泉北部連合	賛成（特定地区の意見をその都度取り入れると、原則保持が難しい）
和泉中央連合	保留（和泉町全体の基準となる部分なので、連合でまとめるには、もう少し時間が必要）
中田連合 （下村町内会）	賛成（委員会の決定に従う）
下和泉連合	反対 （原町内会…市街化調整区域についてバス通りと環状4号線まで取り込みを要望する） （中丸町内会…町内会域の市街化調整区域の取り込みを要望する） （その他…市街化調整区域の取り込みを要望する）
富士見が丘連合	賛成 （下和泉住宅自治会…制度上やむを得ない） 保留 （和泉第一自治会）

## 2 市街化区域に隣接する市街化調整区域について

住居表示は、住所が混乱した地域において、住所を分かりやすくする制度です。既に市街化が進んだ地域に合理的な制度であるため、道路等が整備されておらず、家が建て込んでいないと、必ずしも住居が分かりやすくないため、検討対象となりません。

## (1) 南東部エリアに隣接する市街化調整区域について

## 【検討が必要な地域】

アの区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同番地が40棟あり、枝番号に規則性がないため、住所の混乱が認められる</li> <li>・町の境界を明確な道路とするためには、街区を区画することが困難な畑まで含め、実施しなければならない</li> </ul>

## 【検討対象とならない地域】

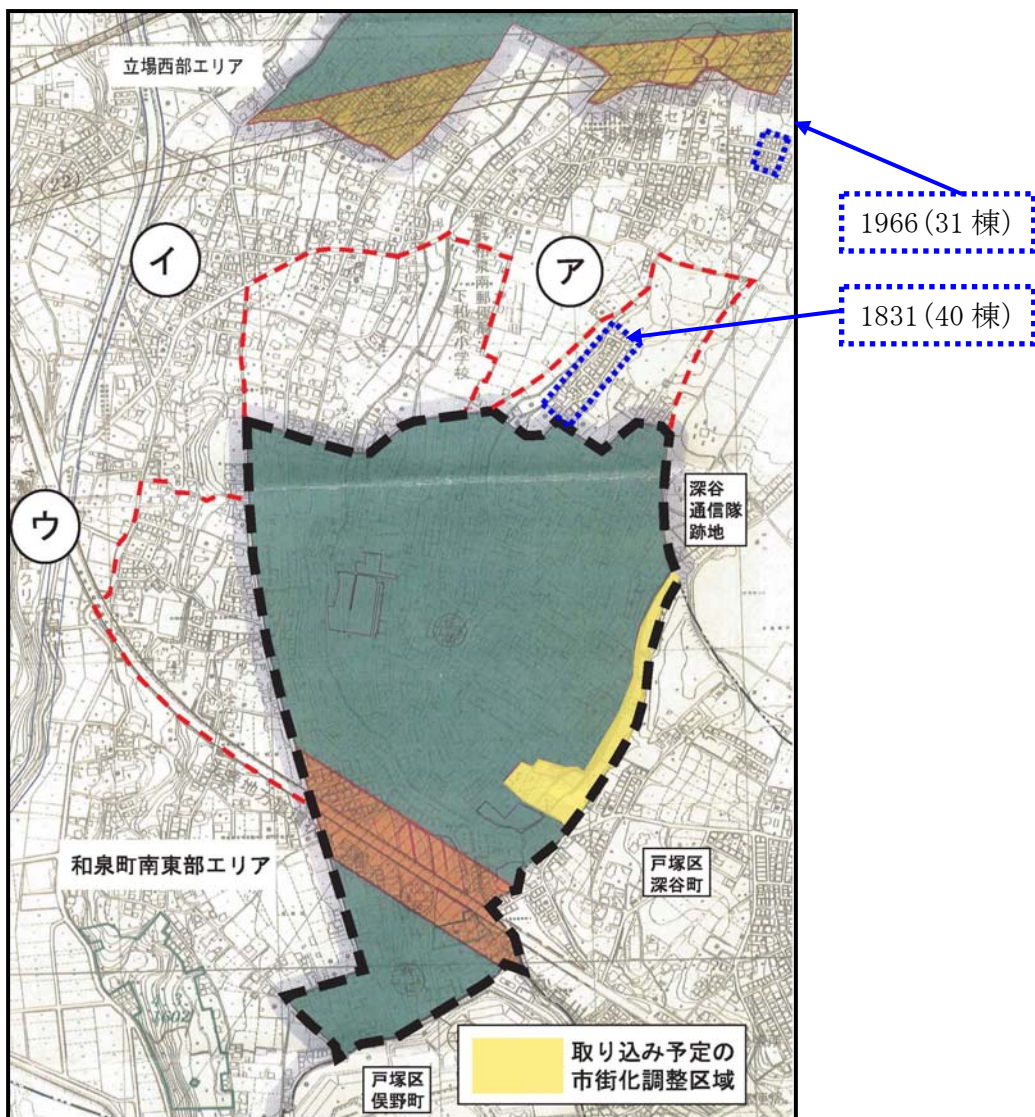
イの区域	ウの区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・街区内に家が建て込んでいない</li> <li>・住居表示の必要性が低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同番地で多いものは17棟 （枝番号で一番大きいもので38）</li> <li>・住居表示の必要性が低い</li> </ul>

### 3 住所の混乱について

和泉町南東部エリア及び今後検討する長後街道南側の一部について、同番地が 30 棟以上あり、住所の混乱が著しいと考えられる地区を調査しました。

	市街化区域	市街化調整区域
和泉町南東部	606 (116棟)、615 (55棟)、675 (37棟)、 1666(51棟)、1684(40棟)、1693(31棟)	アの区域 <del>1831(40棟)</del>  イ、ウの区域 該当なし
長後街道南側 の一部	2079(36棟)、2219(99棟)、2753(30棟)、 3279(34棟)、3864(37棟)	<del>1966(31棟)</del>
	2734(63棟): (市街化区域と市街化調整区域を横断している同番地)	

要望のある市街化調整区域に関する参考図



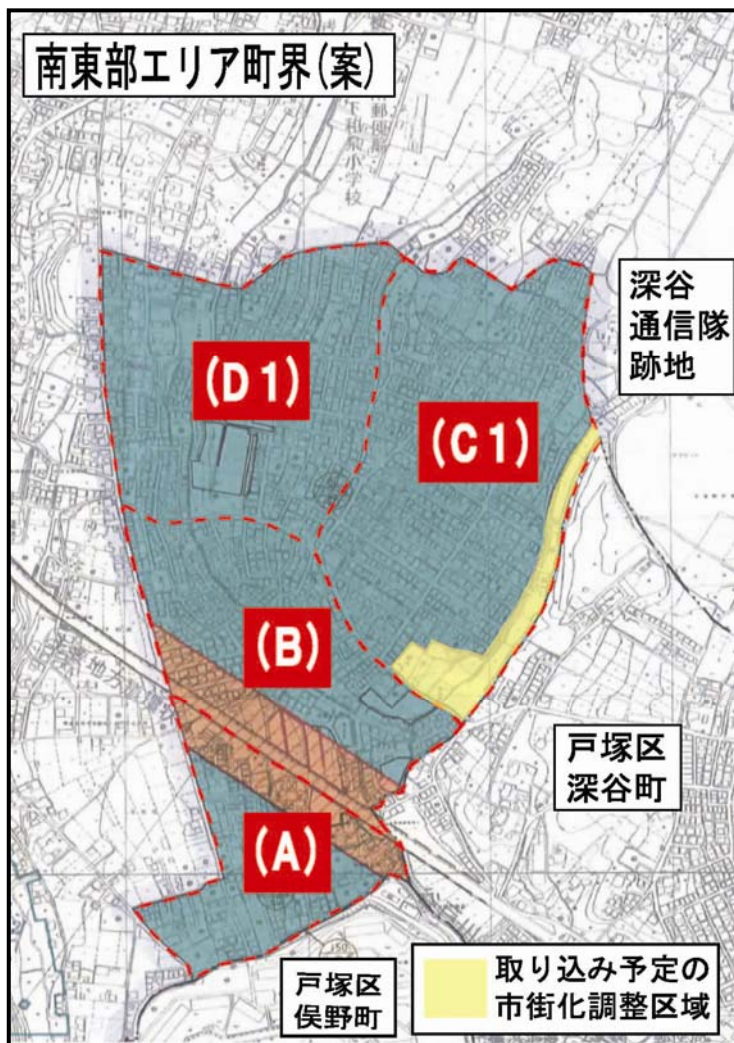
## 南東部エリアの町界について

### 1 町界について

- ・町界は、公道、河川、水路、鉄道等とする
  - ・町界が入り組んだりしないよう、簡明な境界線で区画する
- ※住宅地域における町の面積の基準…0.132～0.165k m<sup>2</sup>（街区数は30～50程度）

### 2 事務局案

平成23年1月18日に南東部エリアで行った地域の打合せでお示した町界案です。

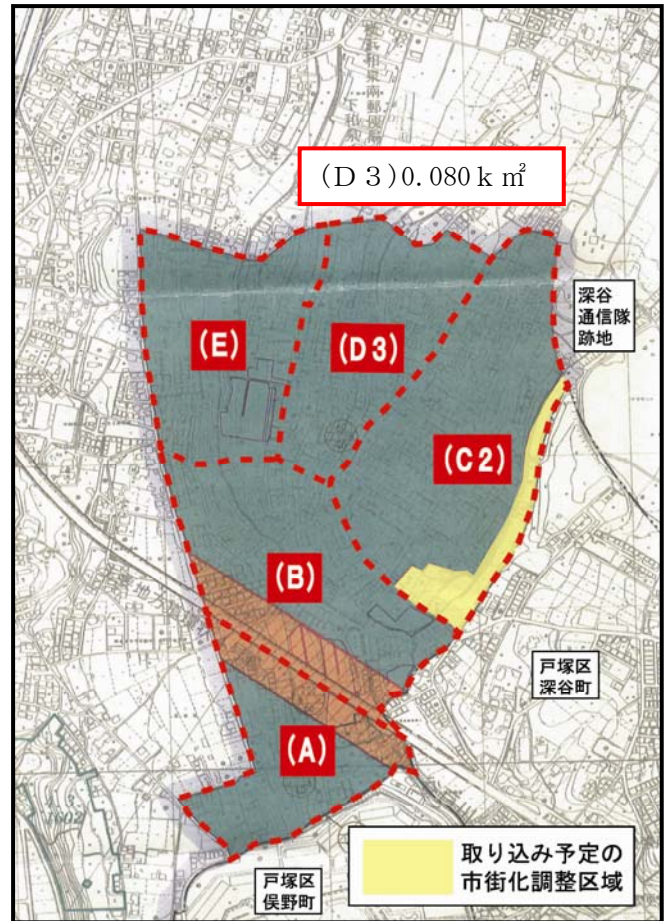
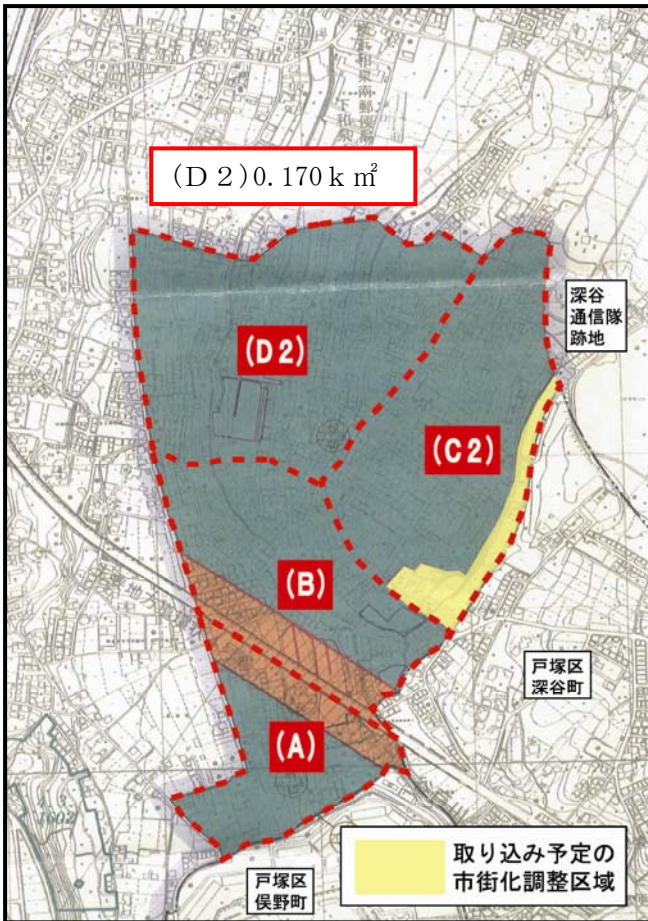


	面積
(A)	約 0.070 k m <sup>2</sup>
(B)	約 0.100 k m <sup>2</sup>
(C1)	約 0.170 k m <sup>2</sup>
(D1)	約 0.130 k m <sup>2</sup>

### 3 地域から出たご意見・ご要望

(C1)と(D1)の町界を、地域にお住まいの方がよく使う道路に移動して欲しい

(C1)と(D1)で2か町となっているところを3か町にしてはどうか。



### 4 市街化調整区域を実施区域に含めた町界案

「ア」の区域を実施区域に含める場合の町界案を作成しました。

	面積
(A)	約 0.070 k m <sup>2</sup>
(B)	約 0.100 k m <sup>2</sup>
(C 2)	約 0.140 k m <sup>2</sup>
(D 4)	約 0.140 k m <sup>2</sup>
(E)	約 0.080 k m <sup>2</sup>

